

2 労働安全衛生法では、D は、労働者の健康を保持するため必要
があると認めるときは、E の意見に基づき、事業者に対し、実施
すべき健康診断の項目、健康診断を受けるべき労働者の範囲その他必要な
事項を記載した文書により、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指
示することができる旨の規定が置かれているが、この規定は、最近では、
過重労働による健康障害防止のための総合対策においても取り上げられて
いる。

選択肢

- | | | | |
|--|--------------------|-------------|--------|
| ① 1 日 | ② 1 日を超え 3 か月以内の期間 | | |
| ③ 1 週間 | ④ 2 週間 | ⑤ 4 週間 | ⑥ 1 か月 |
| ⑦ 1 か月を超え 1 年以内の期間 | ⑧ 2 か月 | | |
| ⑨ 3 か月 | ⑩ 3 か月を超え 1 年以内の期間 | | |
| ⑪ 6 か月間 | ⑫ 1 年間 | ⑬ 当該事業場の産業医 | |
| ⑭ 当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては
その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合において
は労働者の過半数を代表する者 | | | |
| ⑮ 都道府県労働局長 | ⑯ 労働衛生コンサルタント | | |
| ⑰ 労働衛生指導医 | ⑱ 労働衛生専門官 | | |
| ⑲ 労働基準監督官 | ⑳ 労働基準監督署長 | | |